

## 編集者のことば

### 社会科学的震災予防研究の必要性

大規模地震対策特別措置法にもとづく防災対策の強化地域が指定された。指定された地域の地域防災計画は何れ公表されるであろうが、法令の制定をはじめ、地域の指定、地域防災計画の策定など一連の行政措置は、それ自体が学際的研究の対象となりうるものである。何れ、この種の研究が、震災予防研究グループの政治経済的研究のなかで開始されるであろう。そこで、問題のフレームを考えるために、若干の問題提起をしておきたい。

第1は、特別措置法の策定過程をめぐる法学的・法社会学的研究である。すでに災害対策基本法が、伊勢湾台風のあと制定されているのに、基本法を上まわる力のある法律が、ここに来て制定されるのは何故だろうか。

第2は、特別措置法の規定する警戒宣言のもつ防災上の機能は何か。また、その発令によって、どんな効果が期待できるのか。さらに、逆効果はないのか。

第3は、防災対策強化地域での防災計画がもたらす効果として何を期待するのか。隣接の非強化地域はどんな対応をすればよいのか。

第4は、法にもとづく一連の行政行為は、人命の尊重を基本にしていると思われるが、人命の尊重のために、政治や行政は何をなすべきであろうか。

第5は、世界的にみて、自然災害による被害は、風水害であり、旱魃である。日本でも、水不足が慢性的になり、行政の重要課題になりつつある。にもかかわらず、地震災害がもっとも高い関心をあつめるのは何故だろうか。

第6は、地震災害のなかで火災が強調されてきたが、地震時に何故、火災が発生するのか。理工学的研究以外に、社会科学研究で解明すべきことが欠落してはいしないか。

以上、思いつくままに問題点を挙げてみた。何れも理工学的研究だけでは解決のつかない問題である。本誌第2号、第5号に続くこの特集に収録した研究報告のなかには、以上の諸問題あるいはそれら以外の問題に、解決のヒントを与え、あるいは今後の学際的研究の方向を示唆する内容が含まれている。批判と助言を期待したい。

中野 尊正・千葉 正士